

高校生の政治活動の自由と制約・禁止

— 判例及び通知・通達を切り口に —

吉 岡 直 子

Freedom and Regulation of Political Activity of High School Students
: Based on Legal Cases and Notifications

Naoko Yoshioka

我が国において、高校生の政治活動は事実上、禁止されてきた。昭和40年代から50年代の関係判例と通達（通知）等の検討から、学校の包括的権能、教育の政治的中立、高校生の未熟さ等を根拠にその政治活動を大幅に制約してきたことが再確認された。18歳選挙権実施に伴う政策の「見直し」においても大きな変更はなされなかった。今後の検討に際しては、高校生＝子ども・若者が、学習権のみならず市民的諸権利の享有・行使主体であるという認識を共有することが何よりも重要である。

はじめに

18歳選挙権の実施により、公民教育のありようは「主権者教育」に向けて大きく変容しつつあるかに見える。しかし、その内実が「主権者教育」の名にふさわしいものであるかどうか、高校生の政治活動の取り扱いはその試金石ともいえよう。平成27年通知とその後の経緯は、学校教育における「政治の解禁」が見せかけであり、実際には従来と変わらぬ「政治の抑制」であることを示している。かくも強固な高校生の政治活動への忌避がどのような論理に基づくのか、その制約・禁止の論理を判例及び通知・通達等を素材として改めて検討する。

高校生の政治活動を争点とする裁判の殆どは、昭和40年代のいわゆる学園紛争・高校紛争から生じたものであり、その後には皆無といってよい。また、それらの中には懲戒の手續等を争点とするものもあり、高校生の政治活動の是非を正面から判断した例は更に少ない。しかし、古い判例ではあるが、そこで論点は現在にも通じるものであり、近い将来、高校生の政治活動が事件化・問題化する可能性をも考慮すれば、これらの検討は極めて今日的な意義をも有すると言えよう¹⁾。

1 通知・通達と高等学校長協会声明等

まず、戦後の教育政策が高校生の政治活動に対し、どのような方針をとってきたかを確認しておく。

(1) 通知・通達

昭和23年10月8日 「学生の政治運動について」(文部事務次官通達)

終戦直後の学生運動は、軍国主義的校長の排斥運動等学校内の民主化に始まり、自治への要求、6・3制、教育条件整備の要求など多様な展開を見せる。昭和23年6月には大学・高専自治会が、授業料3倍値上げに反対して全国一斉同盟休校を実施、通達はこのような学生運動の高揚を背景として発出された。

通達は「参政権を責任を持って行使し得るようになる為に、政治の研究、批判の自由齋、学校内においても政治的教養の教育(教育基本法8条8項)は尊重せらるべき」といいつつ、「学校は学問教育の場であって、学校の政治的中立性を確保し得る学園の秩序を乱す様な学校内の政治的活動は許さるべきではない。」とする。但し、学校内の政治活動の全面的禁止ではなく、「その学校の性格、学期、学生の身分、年齢(例えば選挙権の有無)等、学生の政治的責任能力の限界」を考慮すべきとしている点は、後の通知とはやや性格を異にしており、一定程度評価されよう。

昭和36年6月21日 「高等学校生徒に対する指導体制の確立について」(文部事務次官通達)

勤評の全国実施(昭和32年)を契機とする勤評反対闘争は、教職員団体のみならず多くの団体、市民が参加する一大社会・教育運動となった。更に安保

闘争が重大な局面を迎える中で、高校生の参加も例外ではありえなかった。岸内閣退陣の二日前に発出された本通達は、政治活動の広がりや先鋭化を背景に「外部からの不当な勢力に乗ぜられて生徒会や生徒などが、政治活動にまきこまれるおそれ」を強調し、23年通達よりも明らかに後退している。(同年12月24日「高等学校生徒会の連合的な組織について」(初等中等教育局長通達))
 昭和44年10月31日「高等学校における政治的教養と政治的活動について」(文部省初等中等教育局長通知)

大学紛争の広がりや激化、高校への波及を背景に発出された。通達は、「高等学校教育の目的を達成するために必要なかぎりにおいて、その政治的活動は次のような種々の制約を受けるもの」であり、その制約は放課後、休日等に学校外で行なわれる活動にも及ぶ、更に、このような学校の指導・制限・禁止にもかかわらず、生徒が政治的活動を行なった場合、適切な措置＝懲戒処分をとることとしている。本通知は、平成27年に見直されるまで長きにわたり、極めて大きな影響力を持ち続けた。

(2) 全国高等学校長会声明等

一方、学校現場ではどうであったか。昭和35年6月20日、全国高等学校長協会声明が発表された²⁾。「現下政治の混迷にともなう社会的動揺は、漸次高等学校にまで波及し、一部にせよ、高校生までがこの渦中に巻き込まれる事態に立ち至ったことは、まことに憂慮に堪えない。(略)わが国のみならず、世界いずれの国でも、未成年者の政治活動は認められていない。従って、未成年者である高等学校生徒の政治活動は認めるわけにいかない。然るに、最近、高等学校生徒の政治活動に関し外部からの働きかけのあるのは、我々の最も遺憾とするところである。(略)本来その将来に期待すべき純真なる高等学校生徒が、今後一切の政治活動に巻き込まれぬよう、我々は極力務めるつもりであるが、この点に関し、父母各位は申すまでもなく、広く国民各層のご理解とご協力を切に願う次第である。」この声明は大方から「遅すぎたくらいである。」として支持されたという³⁾。

声明発表以降、高校長協会は「生徒指導委員会」を設置、文部省、都道府県

教育委員会、全国高等学校 PTA 協議会と高校長協会の四者による「高校諸問題連絡協議会」訴を結成、全国各地で活動するようになる。このような会合には必ず公安関係者と「この方面の研究の専門家」が招かれた。「そして、これらの情勢判断の結果、文部省は『高等学校における政治的教養と政治活動について』の通達を出すにいたった。」。

全国高等学校長協会 50 年史は、この前後の状況について以下のように述べている⁴⁾。「高校生の政治活動は、これらの過激派ないし民青同系の大学生の指導を受けながらしだいに成長し、大学生のお先棒をかつぐ運動から、いつの間にやら独り歩きをはじめ校内の反体制活動に狂奔するとともに、幼くて思慮分別の不十分な一般生徒を煽動し、試験制度の撤廃、自主教育課程による授業、入学式、卒業式粉碎、卒業証書の破棄、生徒会の解散、ホームルームの解体、生徒心得の廃棄、掲示、服装等の自由化等を学校当局に迫り、脅迫、監禁、学校封鎖、ハンスト等、積極、消極のあらゆる闘争手段を弄して学園を混乱せしめ、長期に亘って授業のできない状態に陥れた。」確かに激化し暴走したケースは多かったかもしれないが、ここに上げられた事柄の多くは、学校民主化や自治の要求という高校生として当然の要求や学校・教育の不合理的の再検討を迫るものであったのだが、それらはひとまとめに「校内の反体制活動」としてしか認識されなかったのである。

このように、政治活動の制約・禁止の方針は、高校生の政治活動に対する否定的な世論を背景に、文部省と学校現場とが一致してつくり上げたものであり、後述するように判決にも影響を及ぼした（後述の②裁判での被告・学校側の主張は通知をほぼ引用したものであるし、その他の判例にも同様の箇所が見いだされる）。

2 判例における高校生の政治活動禁止の論理⁵⁾

(1) 判例の概要

①印刷工芸高校退学処分事件（仮処分申請事件） 東京地裁 昭和 28. 7. 7

昭和 27（ヨ）4068 却下 判時 6-14

【申請人】 高校 3 年生

【被申請人】 学校法人印刷工芸高等学校

【処分事由】 選挙運動に参加、平和署名運動参加

【理由】

「学校の教育の理想は、かねて「穏健中正な工業人を作る」にあつて、特に生徒がいずれも若年で思想的にも未成熟であることに鑑み、学校の教育方針として、思想の研究は自由であるが、政治活動その他実際運動を行わぬよう生徒に指示し、機会あるごとにこの方針を生徒に伝え、これに従うよう要請してきた。」「たしかに平和署名運動、選挙運動等の行為は、それ自体としては何ら不当な行為ではなく、一般に国民の権利として保障せられる政治活動であることは申請人の主張するとおりである。しかしさきにも述べたように、教育者が教育者としての立場からその学校にふさわしい教育方針を立て、生徒を教育することは、それが特に不当な教育方針でない限り、もとより許さるべきことであつて、学校に入学するものは、その学校の教育方針に従い、学校の指示指導に復すべく、その限りでは校外の行動についても何らかの制限を受けることは、やむを得ないところである。そしてこの学校は高等学校で生徒も成年に達するものは稀であり、一般に心身の発育期であるから、思想的にも未成熟かつ動揺し易い時期にあること、(略)、在学中思想の研究は自由であるが、現実に政治活動を行うことを許さないとの教育方針をとつたとしても、これをあながち不当ということはできない。」

②昭和 47. 3. 30 東京地裁判決 駒場東邦高校退学処分事件（学生の地位を定める仮処分事件） 昭和 45（ヨ）9840 却下（確定） 判時 682-39

【債権者】 本人

【債務者】 学校法人東邦大学

【処分事由】 入管法阻止総決起集会及びデモへの参加、無許可でビラを配布したこと、校内における政治集会を開催指導等、職員室乱入、座り込み等

【理由】

「未成年者特に高校程度の教育過程（ママ）にあるものについてその教育目的を達成するのに必要な範囲で表現の自由が制限されることがあつてもかならず

しも違法ではないと解されるから、債務者高校がビラの配布や集会を行うのには校長または生徒会主任の許可を得なければならないとしていることをもってただちに表現の自由を保障した憲法の規定や公の秩序に違反する無効なものということではできない。また、債務者高校が政治的な集会やデモに参加することを禁止したのは、心身共に未成熟で十分な思考のできない高校生が特定の政治的思想のみに深入りすることの弊害を防止し基礎的な教養の習得をはかるとともに、ややもするとこれらの集会、デモが暴走化する傾向があったことから生徒の安全を守るためであったことは前認定の通りであって、未成熟者に対する教育上の配慮にもとづく相当な措置であると解されるから、これまた表現の自由を保障する憲法の規定や公の秩序に反する違法なものとはいえない。」

③昭和 49. 4. 16 大阪地裁 阪南高校自主退学勧告事件（建造物侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件）昭和 44（わ）2578 月刊生徒指導 1974 年 7 月号 p94⁶⁾

【被告人】 高校 2 年生（原級留置）

【訴追事由】 他の生徒への暴力、卒業式におけるバリケード封鎖等

【理由】

「高校生といえども一個の社会人として、国の政治に関心を持ち、自ら選ぶところに従って相応の政治活動を行うことはもとより正当なことであって、…、指導に当たっては、政治活動の如く、生徒の基本的人権にかかわる問題については特に、いやしくも指導の名のもとに自己の政治的信条を押しつけたり、生徒の政治的信条を不当に抑圧するようなことがあってはならないのはもとより、生徒にそのように受け取られないよう慎重な配慮がなければならず、…、政治集会やデモに参加することを一律に禁止し、生徒の参加が予測される集会やデモには、その都度生活指導部の教師らが出向いて様子を見るという措置に出たのは、教育的見地から見て妥当なものであったかどうかはなはだ疑問である。」「被告人らの行為は社会的相当性の範囲を著しく逸脱しており」

④昭和 50. 1. 24 福岡地裁 修猷館高校定時制退学処分事件（無期停学処分

取消・退学処分取消請求事件) 昭和 41 (行ウ) 12、16 棄却 (控訴) 判時 775-129⁷⁾

【原告】 定時制高校 4 年生

【被告】 福岡県立修猷館高校校長

【処分事由】 ベトナム戦争反対、原子力潜水艦寄港反対等署名活動、高教組教研集会での報告等

【理由】

「学校当局がその教育方針に従い、学内における宗教的および政治的活動について生徒が学業を疎かにし或いは学内教育秩序を乱すことのないようこれに規制を加えることの合理性は言うまでもないが本件のように昼間仕事に従事する定時制高校生とはいえ、生徒の大多数が中学を卒業したばかりの未成年者である高等学校においては、とくに生徒の社会的成熟の段階に応じて政治活動等によって学業を疎かにしないよう注意すると共にそれについての補導の必要もまた存するのであって、学校側が原告らの本件署名活動に対し注意を促したこと、また、補導に反して教研集会に参加し原告ら生徒側の考え方だけで一方的に学校当局を非難する発表をしたことに対して参加した生徒を始末書処分に付したこと等は右の見地からして是認されるべきである。また、高教組が介入して問題解決への話し合いが進められ、原告らとしても自らの意見を公平に述べる機会が与えられたにもかかわらず、これを無視して円満な解決をより困難にした責任は原告側にあるものと認められ、原告らの前記認定の各言動は、生徒としての本分に反し、学校当局をいたずらに非難中傷したものと認められてもやむを得ないものであった。かかる場合に学校当局が、学業を疎かにして種々の行動に参加した原告に対して、原告に反省の見込がなくこれを学外に排除することも教育上やむを得ないとして本件停学処分に引き続き本件退学処分をなしたことは適法かつ正当である。」

⑤昭和 52.3.8 東京高裁 新潟県立高校退学処分控訴事件 (退学処分取消請求控訴事件) 昭和 48 年 (行コ) 74 号 棄却 判時 856-26⁸⁾

【控訴人】 高校 2 年生

【被控訴人】 新潟県立高等学校長

【処分事由】 学校封鎖、紀元節反対集会参加、卒業式反対闘争等

【理由】

「右のような発想は、同じ年代に属する高校生が自分達の置かれた教育環境のあり方を問おうとするものであって、なんら掣肘を加えるべき筋合いのものではないが、目的を実現するためデモ隊の実力で校内突入を図るという手段をとったことは行き過ぎである。被控訴人は、まさに、その行き過ぎの行動を捉えて処分の対象としたのであり、これをもって控訴人らの問題提起を圧殺したものと認めなければならない。」

「高等学校の生徒はその大部分が未成年者であり、国政上においても選挙権などの参政権が与えられていないが、その年齢などからみて、独立の社会構成員として遇することができる一面があり、その市民的自由を全く否定することはできず、政治活動の自由も基本的にはこれを承認すべきものである。しかし、現に高等学校で教育を受け、政治の分野についても、学校の指導によって政治的識見の基本を養う過程にある生徒が政治活動を行うことは、国家、社会として必ずしも期待しているところではない。のみならず、生徒の政治活動を学校の内外を問わず、全く自由なものとして是認するときは、生徒が学習に専念することを妨げ、また、学校内の教育環境を乱し、他の生徒に対する教育の実施を損なうなど高等学校存立の基盤を侵害する結果を将来するおそれがあるから、学校側が生徒に対しその政治活動を望ましくないものとして規制することは十分に合理性を有するところである。」

(2) 判例の傾向

上記のように、判決は高校生の政治活動について禁止①②④、原則として容認③、折衷的⑤に分かれている。

禁止とする判決では、学校がどの包括的権能に基づき高校生の政治活動を禁止することは当然のこととして語られ、説明すらされない。「未成年者特に高校程度の教育過程（ママ）にあるものについてその教育目的を達成するのに必要な範囲で表現の自由が制限されることがあってもかならずしも違法ではない

と解される」②「学校当局がその教育方針に従い、学内における宗教的および政治的活動について生徒が学業を疎かにし或いは学内教育秩序を乱すことのないようこれに規制を加えることの合理性は言うまでもない」

全てに共通するのは「若年で思想的にも未成熟」「一般に心身の発育期であるから、思想的にも未成熟かつ動揺し易い時期にある」①「心身共に未成熟で十分な思考のできない高校生が特定の政治的思想にのみ深入りすることの弊害」、禁止は「未成熟者に対する教育上の配慮にもとづく相当な措置」②である。ここでは高校生＝未成年者＝未成熟という図式が何の留保もなく当然視されている。①原告生徒は実習という名目で労働者とほぼ同様の条件で働いており、④原告は既に成年に達し就労している定時制高校生であるのだが、それよりも高校生＝学校の管理下にあることの方がはるかに重要視されている。また、定時制高校について44年通達が次のように述べていることが下敷きになっていると思われる。「なお、定時制課程等には成年に達した生徒も在学しているが、これらの生徒については成人としての権利を行使する場合等において他の生徒と異なつた取り扱いがなされる場合もあるが、高等学校教育を受けるという立場においては学校の指導方針に従わなければならない。」同様に「学業を疎かにし或いは学内教育秩序を乱す」ことのないよう④、「政治活動によって学業が疎かになる」という論理もまた44年通達から来ている。「生徒が政治的活動を行なうことにより、学校や家庭での学習がおろそかになるとともに、それに没頭して勉学への意欲を失なつてしまうおそれがあること。」

昭和女子大事件最高裁判決（昭和49.7.19）⁹⁾は、原則的には大学生の政治活動の自由を承認しつつも、一方では、①大学生が学業を疎かにすること、②学内における教育研究の環境を乱すおそれがあること、を理由に、大学当局が何らかの制限を加えることを肯定したが、これは④⑤によって高校生のケースにも適用されることになった。

生徒生活規則、生徒心得違反が処分事由となっている点も注目される（判決②④）。「学校の包括的権能」と生徒の人権の対立は、政治活動が抑圧された後、より私的かつ個別的な形で「校則問題」として現れたことになる。

これらに対して、③判決は高校生の政治活動に対して原則容認の立場に立つ

ている。③は、「高校生といえども一個の社会人として、国の政治に関心を持ち、自ら選ぶところに従って相応の政治活動を行うことはもとより正当なこと」と述べる。そのうえで③は、原告生徒の行為が社会的相当性の範囲を超えている（「行き過ぎ」）として訴えを退けたが、学校側の教育や指導の在り方に疑問を呈している。このような明快な判断は、あるいは本件が刑事裁判であったこととも関わっているのかもしれない。

⑤も、高校生は「その年齢などからみて、独立の社会構成員として遇することができる一面があり、その市民的自由を全く否定することはできず、政治活動の自由も基本的にはこれを承認すべきもの」とし、③を一部継承したと見ることができる。しかし、その後の論理の展開は大きく異なりそのような高校生の政治活動を「国家、社会は期待していない」と述べ、事実上制約・禁止の立場に立つのだが、この部分も44年通達からの引用である。「生徒は未成年者であり、民事上、刑事上などにおいて成年者と異なつた扱いをされるとともに選挙権等の参政権が与えられていないことなどからも明らかであるように、国家・社会としては未成年者が政治的活動を行なうことを期待していないし、むしろ行なわないよう要請しているともいえること。」

3 平成27年通知と今後の課題

全国高等学校長協会は、18歳選挙権実施に伴う44年通達見直しに際して①学校現場の現実に即した指針、②学校現場に明確な指針、③学校現場への周知徹底を要望した（平成27年7月31日「文部省昭和44年局長通知等に関する見解」）。特に①においては、44年通達中今日でも通用する部分を堅持すること、政治的活動に対する「合理的に必要な範囲における指導」は当然であること、等を述べ、「学校現場の実情と齟齬が生じないように」求めている（平成27年7月31日「文部省昭和44年局長通知等に関する見解」）。

平成27年10月29日 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）初等中等局長

通知は18歳選挙権実施により、「高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。」としつつ、生徒による政

政治的活動等は「必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるもの」と解され、放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動についても「必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。」としている。基本的な方針に一切変化は見られない。

その後、放課後や休日等も含め、高校生の政治活動を届出制とする動きが教委・学校レベルで広がり、批判を受けていることは周知のとおりである¹⁰⁾。こうして高校生の政治活動の是非についての積み残しの課題は、今後引き継がれることとなった。そのいくつかをあげる。

(1) 教育基本法 8 条 (現 14 条) 解釈

昭和 23 年通達以来主張されてきたところである。但し、23 年通達では「学校は政治的中立性を確保しうる学園の秩序を維持しなければならない。かかる秩序を乱す様な学校内の政治的活動は許さるべきでない。」とされ、政治的活動の主語は明らかではない。昭和 44 年通達が「学校の教育活動の場で生徒が政治的活動を行なうことを黙認することは、学校の政治的中立性について規定する教育基本法第 8 条第 2 項の趣旨に反することとなるから、これを禁止しなければならない。」として、教師を媒介とする生徒の直接行動の規制を明確に示し、現在に至っている。これは、高校生の政治活動と学校・教師の政治的中立、教育の政治的中立の明らかな意図的混同である。

旧 8 条について、通説は 1 項で政治的教養の教育の尊重を、2 項で党派的教育の排除を規定したものとしてきた。実際には、「歯止め」規定であるはずの 2 項が肥大し、尊重されるべき政治的教養の教育はないがしろにされてきた。これに対し、従来の 2 項解釈の意義を認めつつ「政府から政策宣伝への加担を迫られる局面においては」同条はむしろ政治教育の自由を根拠づけるものと解釈され、教員は政治的中立性を保つ「義務」を負っているからこそ、政治への加担を拒絶する「自由」があるとする「義務としての政治教育の自由」を主張する説が現れ、注目される¹¹⁾。

(2) 成長発達の視点と政治教育・政治活動

「高校生は未成熟であるから保護しなければならない」という論理はパターンリズムに通じ、教育において不可欠な子ども・若者の成長発達への理解を欠いている。この点で、内申書裁判東京地裁判決（昭和54.3.28）¹²⁾が中学生の政治活動について青年前期の自我形成の特質から説き起こし、「原告のいささか穏当を欠くと認められる行動も、このような自我形成期にあることを考えると、慎重な配慮をもって対応しなければならないところ」と判示したことが改めて想起される。

「思想の研究は自由であるが、現実に政治活動を行うことを許さない」①判決以来、高校生にとっての学業と政治活動は切り離されたもの＝別の事柄として捉えられてきた。社会参加・政治参加は成人になって解禁されてからにわかに行う（行い得る）ものではなく、学校における学習や様々な種類・形態の参加の連続性の上にある。政治教育、政治的教養の教育を矮小化された「教養」「知識」の習得と管理された個別の学校内の活動に封じ込めようとするのは、高校生＝子ども・若者が社会に目を向けようとするのを妨げることになる。それは、標榜されている「主権者教育」「主体的で深い学び（アクティブラーニング）」とも明らかに背馳しよう¹³⁾。高校生＝子ども・若者が、学習権のみならず市民的諸権利の享有・行使主体であることを再確認し、未熟であればなおさら、それを克服し成長することを援助することが教師や学校、ひいては社会に求められている¹⁴⁾。

[注]

- 1) 「政治の解禁」と「政治の制約」、その「事件化・問題化」について、布村育子「政治教育の展開とその課題－社会構築主義の視点から－」埼玉学園大学紀要（人間学部篇）第15号 p77-89
- 2) 全国高等学校長協会『全国高等学校長協会50年史 年表・資料編』平成11年 p298
- 3) 高柳直正「高校生の政治活動と規制の論理」東京都立大学 人文学報71巻 1969 p4
- 4) 西村三郎「組織整備と調査・研究進展の時代」前掲『全国高等学校長協会50年史 年表・資料編』p26-28

- 5) 高校生の政治活動関係判例について
 本稿で取り上げたもののほか、政治活動の是非が争点とはならなかった判例として以下がある。(判例集登載分)
 ・昭和 46. 2. 2 札幌地裁決定 北海道立江別高校事件(退学処分効力停止申即時抗告事件) 昭和 46(行ス) 1 取消 行集 22-3-177
 ・昭和 46. 3. 8 札幌高決 北海道立江別高校事件(退学処分効力停止申立事件)
 ・昭和 47. 5. 12 福島地裁 福島県立磐城高校事件(懲戒処分取消請求事件) 昭和 47(行ウ) 1 棄却 判時 677-44
 ・昭和 47. 6. 13 高知地裁 高知県立伊野商業高校退学処分事件(退学処分執行停止申立事件) 行集 23-6-381
 高校生の政治活動関係判例について以下など 坂本秀夫「生徒懲戒の研究」学陽書房 昭和 57 p229-222、青木宗也ほか編『戦後日本教育判例体系 第3巻 在学関係・懲戒・体罰・学問の自由と大学自治』労働旬報社 1984 p190-239、柿沼昌芳・永野恒雄・田久保清『高校紛争 戦後教育の検証』批評社 1996 p117-201
- 6) 金子照基 「高校生の政治活動の自由とその制約」別冊ジュリスト 118号 1992 p26
- 7) 千葉卓 「高校生の政治活動と退学処分-修猷館高校事件」季刊教育法 17号 p96
- 8) 坂本秀夫 「高校紛争時の退学処分事件」別冊ジュリスト 118号 1992年 p106、勝山吉章 「18歳選挙権と高校生の政治活動-政治活動を理由に生徒を退学処分にした福岡県立修猷館高校事件から-」福岡大学人文論叢 7巻4号 2016年
- 9) 昭和 49. 7. 19 最高裁(3小)判 昭和女子大学退学処分事件(身分確認請求事件) 昭和 42(行ツ) 59 民集 28-5-790
- 10) 一例として「高等学校における政治的教養の教育等に関する意見書」日本弁護士連合会 2016年(平成28年)6月21日 など
- 11) 堀口悟郎 「義務としての政治教育の自由」『法学セミナー』2017年1月号 p37-4「教育の政治的中立と政治教育の自由」『日本教育法学会年報』46号 有斐閣 2017 117-12512) 昭和 54. 3. 28 東京地判 内申書裁判(損害賠償請求事件) 判時 921-18
 保坂展人・淡路智典 「対談 麹町中学校内申書事件・所沢高校事件から考える18歳選挙権と政治教育、主権者教育」『法学セミナー』2017年1月号
- 13) 44年通達以降の状況を批判し、今後の主権者教育について提言したのものとして「18歳選挙権年齢引き下げに関する意見(修正版)」一般社団法人全国高等学校PTA連合会 平成27年9月30日
- 14) 高校生の政治活動について「特集 18歳選挙権のインパクト」『法学セミナー』2017年1月号 大島佳代子 学校内外における生徒の政治活動の自由『日本教育法学会年報』46号 有斐閣 2017 p108-117